

令和 7 年 第 4 回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 4 月 3 日 (木) 13 時 30 分
2. 場 所 保内庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	欠 席	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	欠 席	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○推進委員

12 番 河野 伊都夫委員

○出席職員

事務局長 松本 有加
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4. 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人選出

第 3 付議案件について

議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

6 件

議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

1 件

議案第 15 号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) (利用権設定)	7 件
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	13 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和 7 年度八幡浜市農業委員会スケジュール（案）について
- ・令和 7 年度最適化活動の目標の設定について
- ・活動記録簿について
- ・第 5 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 7 年第 4 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中、17 名で総会成立の定足数に達しております。欠席委員は「14 番、二宮 隆徳委員」です。「2 番、西川委員」の出席につきましては、現在確認中でございます。今、現在は 17 名で始めたいと思います。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「11 番、玉木 勝広委員」、「12 番、坂野清史委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。
議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。
番号 8 から 9 について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 8 から 9 について一括して説明します。
番号 8、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、

「69 m²」。3条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

譲受人、「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、この農地を譲り渡し、他の農地を譲り受けたい。譲受人は、他の農地を譲り渡し、この農地を譲り受けて耕作したい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

事務局

続きまして、番号9について説明します。

番号9、農地の所在、「〇〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「121 m²」。3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、この農地を譲り渡し、他の農地を譲り受けたい。譲受人は、他の農地を譲り渡し、この農地を譲り受けて耕作したい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1番

はい。お願いします。実はある方に譲渡したいということで、どうも面積が入れ替わったということで、まずはそこの売りたい人が、その場所の番地のことをちゃんとしたいということで、次またある方に譲渡をするという経緯になっていますので、よろしく願いいたします。

議長

番号9について、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 10 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 続きまして、番号 10 について説明します。
番号 10, 農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,403 m²」、外 3 筆、計「2,054 m²」。3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、高齢で転居することになったため、農地を譲り渡したい。譲受人は、家庭菜園を行ってきたが、申請地を購入して、農業に精進したい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 4 番 それでは、議案 13 号、10 番について説明いたします。譲渡してくださる、「〇〇〇〇」さんは、今説明があったように〇〇歳です。転居するということで、この土地をどうしようかと言った時に、この土地は〇〇〇〇となっていますが、〇〇〇〇は〇〇〇〇でありました。〇〇〇〇のこの土地を「〇〇〇〇」さん、年齢〇〇歳の無職ですけれども、この〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんの土地を有償で移転さして欲しいということになりまして、〇〇〇〇ということで、お互い納得されたようです。今後は、地域の皆さんに迷惑をかけないように、「〇〇〇〇」さんは、野菜を作ったり、果樹を作ったりということで取り組んでいきたいとのことですので、いい関係ができたんではないかなと思っています。
以上です。
- 議 長 番号 10 について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 11 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 11 について説明します。
 番号 11、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「234 m²」、外 12 筆、計「11,947.01 m²」。3 条無償移転です。
 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
 申請事由としては、譲渡人は、高齢となってきたので、農業後継者に所有農地すべてを譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、今以上に、農業経営に励みたい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
 説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号 11 番について説明いたします。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。一見、親子のように見えますけど、「〇〇〇〇」さんは養子です。奥さんは「〇〇〇〇」さんというんですけど、〇〇歳の時から結婚したので、もう〇〇年ぐらい仲良くやっております。孫もできておまして親子で農業に邁進しているのが「〇〇〇〇」さんです。この件につきましては養子ということで贈与とはならんからかな。相続というわけじゃなく贈与による所有権移転ということで、何ら問題ないかとは思います。よろしくお願いします。

議 長 番号 11 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇 退席」

議 長 続きまして、番号 12 から 13 について一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 12 から 13 について一括して説明します。
番号 12、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「614 m²」、外 4 筆、計「2,064 m²」。3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、申請農地が譲受人の所有地に近いので、譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて耕作したい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

続きまして、番号 13 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「341 m²」、外 2 筆、計「1,017.36 m²」。3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、申請農地が譲受人の所有地に近いので譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて耕作したい、であります。本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 番号 12 番と 13 番について説明いたします。まず 12 番と 13 番共に、譲受人は「〇〇〇〇〇」さん、〇〇歳で〇〇〇〇〇をされております。それで今回の 12 番の譲渡人の「〇〇〇〇〇」さん。現、〇〇〇〇、〇〇

歳、と、13 番の「〇〇〇〇」さん、〇〇歳の畑が、ほぼほぼ〇〇〇〇の隣接地にあり、今回、「〇〇〇〇」さんが、その農地を譲り受けて耕作をしたいということで、このような運びとなっております。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号 12 から 13 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇 着席」

議 長 続きまして、議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程します。
番号 4 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 14 号、番号 4 について説明いたします。3 筆分となります。

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、「畑」、現況「畑」です。面積は、「456 ㎡」、外、2 筆、〇〇〇〇と〇〇〇〇です。合計面積が「1,631 ㎡」、所有権移転となります。

譲渡人、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳の方です。

譲受人は、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳、不動産業です。

転用目的としては、宅地の分譲用地です。転用理由は、譲渡人は、高齢で財産を整理するために売却するものです。譲受人は、〇〇〇〇より不動産業を営んでおり、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇において、14 件以上の宅地分譲建売住宅の実績があります。現在、〇〇〇〇の分譲地はすべて完売。〇〇〇〇3 区画の残り 2 区画も交渉中です。新事業用地を検討しておりましたが、通勤、通学、買い物などの住環境がよく、八幡浜市中心地区と保内地区を連結する高規格道路のインターチェンジに近く、今後予定されている大洲市への全線開通に伴って、広範囲の通勤圏内となり、住宅地として有望な〇〇〇〇地区にある当

地を転用申請するというものです。先日同じところというか、横の隣接地も同じように宅地分譲をしております。続いて参考資料の 1、2 ページの位置図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇から、北西に 130 メートル。また、〇〇〇〇から南西に 380 メートルの所に位置しており、都市計画用途地域の第 1 種住居地域にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する地域内農地に該当するため、第 3 種農地となります。この第 3 種農地の転用は同通知により原則許可することができることから、本案件は転用の確実性や、周辺の営農状況への支障等に、特段問題がなければ許可できるものと考えます。参考資料 3 ページに、地番地目図。4、5 ページに写真。6 ページに分譲予定の計画図を掲載しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員

1 2 番

それでは 4 番の説明させていただきます。

今、説明があったように、場所的には〇〇〇〇の裏、〇〇〇〇の裏、〇〇〇〇のすぐ下、〇〇〇〇の下なんですけど、〇〇〇〇から見下ろしたところ、隣の 9 軒分は、6 軒建って、3、4 軒はもう入居されているような状況です。今回の申請地は、現在、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」君が作られてる所なんですけど、甘平の畑も隣接している所に住居が建ってしまって、かなり作りにくい状況になっています。どんどん宅地が迫ってきて、農地が作りにくくなってきているような状況なんですけど、適しているところなのでよろしくお願いします。

議 長 ただいまの議案第 14 号番号 4 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」、一括契約を上程します。

議 長 番号 1 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 15 号、について説明いたします。
番号 1、貸借権を設定する農用地、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「498 m²」、新規の賃貸借です。
貸借権を設定する者、「〇〇〇〇」。
貸借権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃貸借、「〇〇〇〇」となっております。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 それでは、議案第 15 号 1 番の説明をいたします。所有者「〇〇〇〇」さんですが、〇〇歳を超える高齢でございます。息子さんが 1 人で畑作業しておりますが、両親、家族、共、施設に通ったりしながら、それを手伝いながらの作業で、なかなか畑全体に手が回らないという状況がずっと続いております。そこで近隣の畑を作っておられます「〇〇〇〇」さん、〇〇歳ですが、彼がこの畑を作らせていただきたいということで、この話がまとまっております。何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま議案第 15 号番号 1 について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 2 から 6 について一括して、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明します。

番号 2、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」面積、「901 m²」。新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者、「〇〇〇〇」。

貸借権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃貸借、「〇〇〇〇」。

番号 3、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「2,061 m²」。新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者、「〇〇〇〇」。

貸借権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」。

賃借料、「3 年間、最初は〇〇〇〇。4 年目以降、〇〇〇〇」。

次のページです。

番号 4、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「711 m²」、外、1 筆、計「1,997 m²」。新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者、「〇〇〇〇」。

貸借権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」。

賃貸借で、「〇〇〇〇」です。

番号 5、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,293 m²」、外、7 筆、計「7,039 m²」。新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者、「〇〇〇〇」。

貸借権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」。

賃借料、「〇〇〇〇」。

次のページです。

番号 6、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,467 m²」、外、1 筆、計「1,554 m²」。新規の賃貸借です。

貸借権を設定する者、「〇〇〇〇」。

貸借権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」。

賃借料、「〇〇〇〇」。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10 番

それでは 2 番から 6 番の説明をさせていただきます。

まず 2 番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で、〇〇〇〇共選の幹事をされております。借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇出身の〇〇歳で、I ターン就農 3 年目になる方です。奥さんと 2 人でみかん作りをされております。今回、この畑は、別の方が耕作さ

れておりましたが、その方が引き続き耕作することができないということで、今回「〇〇〇〇」さんが、作るということになりました。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

次に3番ですが、貸し手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で昨年〇〇〇〇され、〇〇〇〇に住む妹さんがたまに帰ってきて一緒にみかん作りをされております。借り手の「〇〇〇〇」さんは、代表者が、「〇〇〇〇」さんで〇〇歳、いち早くマルチドリップ栽培に取り組まれ、今年、日本農業賞を受賞した〇〇〇〇を代表する農家の方です。この畑は、10年以上前に廃園となりまして、雑木などが生い茂っていたんですけど、「〇〇〇〇」さんが、この畑で晩柑類を栽培したいということで、今回の運びとなっております。畑の方もすでに綺麗に整地されておまして、何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

次に4番の説明をさせていただきます。貸し手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で、大変ご高齢のため、園地の規模縮小を考えられております。借り手の「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳で、両親と3人でみかん作りをされており、計画的に規模拡大を図られております。この畑は、前作者の方が、もう作れないということで、昨年中から「〇〇〇〇」さんが引き継いで作るようになっていた畑になります。何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

次に5番を説明させていただきます。借り手が「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。〇〇〇〇出身で、〇〇〇〇を辞めて、およそ2年間の研修期間を終えて、今年から就農することになりました。「〇〇〇〇」さんは、元長距離ランナーで、体力、根性もあり、みかん農家としては、将来有望な方だと思います。今回、それに合わせまして、貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇歳の園地を継承することとなりました。こちらについても何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

最後に、6番の説明させていただきます。貸し手が「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。奥さんにご両親とみかん作りをされております。最近40アール程、園地を増やしたところ、維持管理の方が大変だということで、今回、借り手の、今年から就農する「〇〇〇〇」さんに15アールだけ貸し出すということになりました。何ら問題ありませんので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

議長

ただいま番号2から番号6について説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 番号7について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号7について説明いたします。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,703 m²」、
外2筆、計「5,294 m²」。新規の賃貸借です。
貸借権を設定する者、「〇〇〇〇」。
貸借権の設定を受ける者、「〇〇〇〇」、賃貸借で「3年間は〇〇〇〇
〇、4年目以降に〇〇〇〇」となっております。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 番号7について説明します。所有者「〇〇〇〇」さんは、〇〇歳を
超えるご高齢の方で、畑の作業は娘さん〇〇歳ぐらいの方と、時々お
孫さん〇〇歳ぐらいの方が手伝って2人でやっておりますが、2人と
もお勤めをしている関係でなかなか山回ることができずに、この畑は、
実は西宇和の研修園として使っていた畑です。それを今回「〇〇〇〇」
さんが、就農ということで、実際、研修員としても、ここで働いたこ
とのある「〇〇〇〇」さんが、その畑を耕作するということになって
おります。「〇〇〇〇」さんにつきましては、先ほど「〇〇〇〇」委員
が申し上げたように十分やっていける方だと思っておりますので、何
ら問題ないと考えます。よろしくお願いします。

議 長 ただいま番号7について説明がございましたが、ご意見、ご質問ご
さいませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明します。

番号 16, 農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,318 m²」、外、1 筆、計、「2,086 m²」。

賃貸人、「〇〇〇〇」。

賃借人、「〇〇〇〇」、解約の理由は、「体調不良により耕作できなくなったため」です。

以降の案件は、説明を省略させていただきます。机の上に追加の解約の案件がありましたので、13 ページとしてお配りしておりますので、追加しておいてください。

説明は以上です。

議 長 報告事項でありますの以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 1 4 時 3 0 分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年4月3日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 玉 木 勝 広

議事録署名人 坂 野 清 史